

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
  - ……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
  - 建築基準法による一団地の区域……………
  - ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
  - 平成二十一年東京都告示第千三百九十六号(東京都省エネルギー性能評価書作成基準)の一部改正……………
  - ……………(環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課)……………一
  - 東京都地域冷暖房区域の指定……………(環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課)……………三
  - 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の廃止……………
  - ……………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……………四
  - 指定障害福祉サービス事業者の廃止(二件)……………(同)……………六
  - 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定(二件)……………(同)……………九
- 告 示 (海区漁調)**
- 東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業の制限……………三
  - 東京海区におけるはご釣り漁業の制限……………五
- 公 告**
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………五

## 告 示

### ●東京都告示第九十七号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十九年一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
太平技研株式会社	代表取締役 番浦 誠次	品川区大井一丁目二番五号	(4)第七九二一五号	平成二十七年十二月八日
REAL ESNE T 社	取締役 石毛 吉雄	立川市柴崎町三丁目十三番十九号	(4)第七六二一六号	平成二十五年四月十七日

### ●東京都告示第九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日

北区志茂三丁目四十三番一、同番六、平成二十九年一月四日  
四十四番二十六、四十五番三十八から同番四十まで、四十六番七、同番八、志茂四丁目四十八番二、同番三、同番十一から同番十四まで、同番十九、同番二十二、同番二十五、同番二十六、同番四十七、同番五十三及び同番五十四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

### ●東京都告示第九十九号

平成二十一年東京都告示第千三百九十六号(東京都省エネルギー性能評価書作成基準)の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

第三中三を削り、四を三とする。  
別表を次のように改める。

別表

規則第13条の2第3項で定める措置	東京都建築物環境配慮指針別表第1(住宅以外の用途)					省エネルギー性能の評価基準	
	分野	区分	細区分	評価基準(住宅以外の用途)	評価基準の段階	項目名	評価
建築物の熱負荷の低減	エネルギーの使用の合理化	建築物の熱負荷の低減	建築物の形状・配置、外壁・屋根の断熱、窓部の熱負荷の低減	PAL*の低減率が20以上であること。	3	建築物の熱負荷の低減率(PAL*の低減率)	AAA
				PAL*の低減率が15以上20未満であること。	2		AA
				PAL*の低減率が10以上15未満であること。			A
				PAL*の低減率が5以上10未満であること。			1
				PAL*の低減率が0以上5未満であること。	C		
設備のエネルギーの使用の合理化	省エネルギーシステム	設備システムの省エネルギー	ERRが40以上(規則第8条の3第2項第2号から第4号まで、第7号及び第8号に規定する用途に供する部分(以下「特定非住宅部分」という。))については30以上であること。	3	設備システムのエネルギー利用の低減率(ERR)	AAA	
			ERRが30以上40未満(特定非住宅部分については25以上30未満)であること。			AA	
			ERRが20以上30未満(特定非住宅部分については20以上25未満)であること。	2		A	
			ERRが10以上20未満であること。	1		B	
			ERRが0以上10未満であること。			C	

別記第一号様式その一中「2014年度基準」を「2017年度基準」に、「平成26年4月1日」を「平成29年4月1日」に改める。  
 別記第一号様式その二を次のように改める。

その2

省エネルギー性能評価書 (設計)

作成日 年 月 日

1 特別大規模特定建築物等の概要

名称 [ ] 熱源方式に係る事項  
 所在地 [ ] □中央熱源方式  
 延べ面積 [ ] m<sup>2</sup> □個別熱源方式  
 階数・構造 [地上 階 地下 階] m<sup>2</sup> □上記の併用方式  
 □地域冷暖房の利用

2 省エネルギー性能の評価

建築物の熱負荷の低減 (PAL\*の低減率)

PAL*の低減率の評価基準		建築物全体の性能	
建築物全体*	評価	PAL*の低減率	%
20%以上	AAA		
15%以上 20%未満	A.A		
10%以上 15%未満	A		
5%以上 10%未満	B		
0%以上 5%未満	C		

\* 住宅用途に併用する部分を除く。

3 省エネルギー設備等の採用状況

- ①再生可能エネルギーの変換
  - 太陽光発電
  - 太陽熱
  - 地中熱
  - バイオエタノール
  - その他 ( )
- ②再生可能エネルギーの直
  - 接続設備
  - 太陽エネルギー利用
  - 風利用
  - その他 ( )
- ③建築物の熱負荷低減
  - ベントガラス
  - ダブルガラス
  - エアフローインポート
  - 庇・ルーバー
  - その他 ( )
- ④空調制御設備
  - 台数制御方式
  - 変流量方式
  - 大温度差送水方式
  - 利用可能エネルギー利用
  - コージェネレーション
  - 燃料電池システム
  - 蓄熱方式
  - 変風量方式
  - 全熱交換器
  - 外気冷房
  - 最小外気取入れシステム
  - 居住域空調システム
  - 大温度差送風システム
  - その他 ( )
- ⑤機械換気設備
  - 温度センサー
  - 一酸化炭素センサー
  - その他 ( )
- ⑥照明設備
  - LED照明
  - Hf照明
  - 省電力型存在器
  - 在室検知制御
  - 適正照度調整
  - 昼光運動制御
  - ダイナミックシェーディング
  - その他 ( )
- ⑦その他エネルギー利用効率化設備
  - 最適運用のための計量及びエネルギー管理システム
  - 基本BEMS
  - 拡張機能を有するBEMS
  - その他 ( )
- ⑧最適運用のための運転調整と性能の把握
  - エネルギー消費量の予測値の設定
  - 設備機器等の運転・調整の実施を仕様書等で明記
  - その他 ( )
- ⑨地域における省エネルギー
  - 地域冷暖房の利用
  - 利用可能エネルギーを利用したシステム
  - その他複数の建築物物で行う効率的なエネルギー利用
  - その他 ( )

計算条件

- 1 テナント等事業者が賃貸等を行う部分について
- 2 工事完了時点で再計算を実施 ( )有・ ( )無

5 省エネルギー性能評価書の内容に関する問合せ先

- (1) 建築主又は設計者氏名 (法人にあっては名称) [ ]
- (2) 担当部署名 [ ]

連絡先 [ ]

(日本工業規格A列4番)

附則

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成十二年東京都条例第二百十五号) 第二十条の三に規定する特別大規模特定建築主であつて、この告示の施行の日前に同条例第二十一条の規定により建築物環境計画書を提出したものについては、この告示による改正後の東京都省エネルギー性能評価書作成基準別表及び別記第一号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都省エネルギー性能評価書作成基準別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都告示第百号

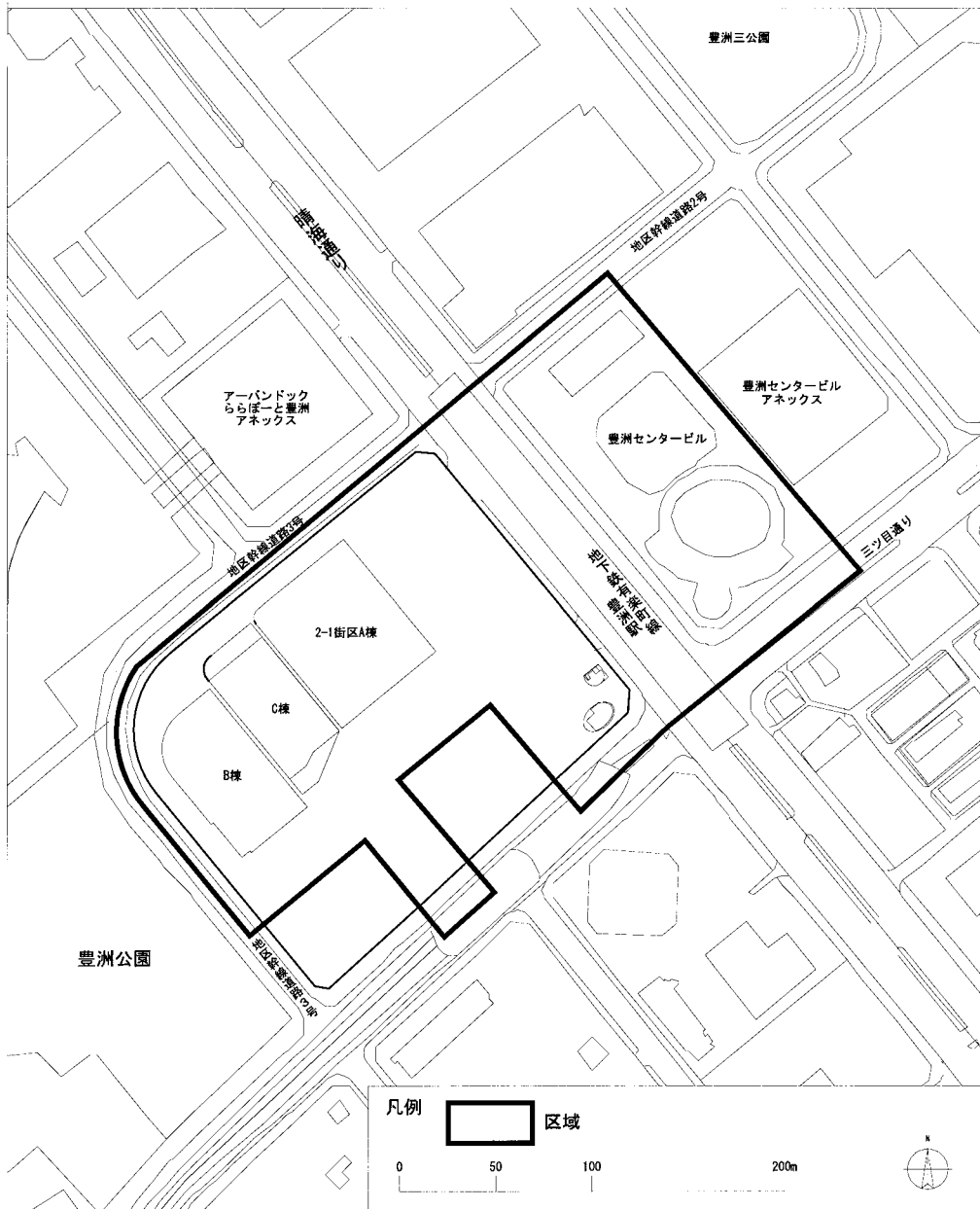
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成十二年東京都条例第二百十五号) 第十七条の十八第一項の規定により、地域冷暖房区域を指定したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 地域冷暖房区域の名称
  - 豊洲二・三丁目地域冷暖房区域
- 二 地域冷暖房区域の所在地
  - 江東区豊洲二丁目の一部及び豊洲三丁目の一部
- 三 地域冷暖房区域の区域図
  - 別図のとおり

別図 豊洲二・三丁目地域冷暖房区域



●東京都告示第百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十七日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
合同会社3QUBIT	キュービットケア品川	品川区南品川1 2 6 共進化工ビル別棟3階	平成26年7月1日
翌輪サービス株式会社	晴和ケアセンター	港区白金1-25-25 6C	平成28年6月30日
社会福祉法人東京さくら福祉会	ふれあいサポート幡ヶ谷	渋谷区幡ヶ谷3-9 11-205	平成28年6月30日
株式会社ナディア	株式会社ナディア	豊島区南大塚3-53-5相澤ビル	平成28年6月30日
特定非営利活動法人ささえあい福だまりの会	ささえあい福だまりの会	北区豊島2-12-18	平成28年6月30日
東京海上日動ベターライフサービス株式会社	東京海上日動みずたま介護ST板橋	板橋区板橋3-6-11 フラワー11 2階	平成28年6月30日
東京海上日動ベターライフサービス株式会社	東京海上日動みずたま介護ST三鷹	三鷹市下連雀3-31-3 三鷹レジデンスあそ2階事務所	平成28年6月30日
社会福祉法人白十字会	白十字あきつづの里 ヘルパーステーション	東村山市秋津町3-41-65	平成28年6月30日
東京海上日動ベターライフサービス株式会社	東京海上日動みずたま介護ST東村山	東村山市本町2-3-21 第3赤澤ビル5階	平成28年6月30日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
合同会社3QUBIT	キュービットケア品川	品川区南品川1-2-6 共進化工ビル別棟3階	平成26年7月1日
翌輪サービス株式会社	晴和ケアセンター	港区白金1-25-25 6C	平成28年6月30日
社会福祉法人東京さくら福祉会	ふれあいサポート幡ヶ谷	渋谷区幡ヶ谷3-9-11-205	平成28年6月30日
株式会社ナディア	株式会社ナディア	豊島区南大塚3-53-5相澤ビル	平成28年6月30日
東京海上日動ベターライフサービス株式会社	東京海上日動みずたま介護ST板橋	板橋区板橋3 6 11 フラワー11 2階	平成28年6月30日
東京海上日動ベターライフサービス株式会社	東京海上日動みずたま介護ST三鷹	三鷹市下連雀3-31-3 三鷹レジデンスあそ2階事務所	平成28年6月30日
社会福祉法人白十字会	白十字あきつづの里 ヘルパーステーション	東村山市秋津町3 41 65	平成28年6月30日
東京海上日動ベターライフサービス株式会社	東京海上日動みずたま介護ST東村山	東村山市本町2-3-21 第3赤澤ビル5階	平成28年6月30日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人都心会	保谷苑ヘルパーステーション	西東京市栄町3-6-2	平成28年5月31日
翌輪サービス株式会社	晴和ケアセンター	港区白金1-25-25 6C	平成28年6月30日
株式会社大起エンゼルヘルプ	株式会社大起エンゼルヘルプ豊島ケアセンター	豊島区池袋4-11-4 メンダー池袋101	平成28年6月30日
株式会社ナディア	株式会社ナディア	豊島区南大塚3-53-5相澤ビル	平成28年6月30日

サービスの種類 行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社エムアイ	さくら介護ステーション上板橋	板橋区若木2-9-10	平成28年6月30日

サービスの種類 短期入所

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人たんぽぽの会	たんぽぽの会碑文谷 短期入所	目黒区碑文谷4 3 12 メイサウンド碑文谷101	平成28年6月30日

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ふらっと	生活訓練事業所 ふらっとカフェ	千代田区富士見1-2-27 秀和九段富士見町ビル4階	平成28年6月20日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ワーク・ズ・クラブ	自立支援センターまめの樹	豊島区西池袋5-26-16 CHIBAビル5階	平成28年6月9日
合同会社マザーアース	マザーアース五反田	品川区西五反田1-25-1 KANOビル3階	平成28年6月11日

一般社団法人WING-NETWORK	ナベいろ	立川市曙町2-34-6 小杉ビル3階	平成28年6月30日
社会福祉法人白梅会	養星夢工房	府中市緑町1-26-11	平成28年6月30日
社会福祉法人あけぼの福祉会	ワークセンターこむたん	府中市寿町3-3-6	平成28年6月30日

サービスの種類 就労継続支援(A型)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
合同会社マザーアース	マザーアース五反田	品川区西五反田1-25-1 KANOBUILD3階	平成28年6月11日
ベジティア合同会社	ベジティア合同会社	文京区本郷1-10-14	平成28年6月30日
合同会社マザーアース足立	マザーアース足立	足立区保木1-10-18 瀧江プラザビル2階	平成28年6月30日
株式会社カーム	ハートオブジョブ	足立区伊賀1-6-7 AKレジデンス101	平成28年6月30日

サービスの種類 就労継続支援(B型)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人薬物乱用防止協会	under the same sky	台東区東上野6-21-2 3階	平成28年6月30日
特定非営利活動法人あすのひかり	あすのひかり 東京事業所	大田区常浜島2-17-2	平成28年6月30日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人太陽と風	太陽と風	昭島市	平成28年3月31日
特定非営利活動法人ささけりの会	ミドリホーム品川	品川区東大井2-13-3	平成28年6月30日

2 指定一般相談支援事業者

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		廃止年月日
			地域移行支援	地域定着支援	
社会福祉法人けやきの社	ライフネット	国分寺市南町3-4-1			平成28年3月31日

●東京都告示第百二二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十七日

東京都知事 小池 百合子

## 指定障害福祉サービス事業者

## サービスの種類 居宅介護

## 廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社 クローバー	ケアサポートクローバー小岩	江戸川区東小岩3-21-6-409	平成28年7月1日
特定非営利活動法人ニノ	ニノ	あきる野市二宮1099番3-201	平成28年7月1日
株式会社ビジネスアシスト	あおぞらケアステーション	中央区築地2-7-1215 山京ビル508	平成28年7月29日
株式会社ひまわり	株式会社ひまわり	港区芝5-20-7 グランドメゾン三田308	平成28年7月30日
株式会社ジェイシーエス	ヘルパーステーションMaple	港区赤坂4-2-8 金春ビル3階D室	平成28年7月31日
株式会社ケア21	ケア21両国	墨田区石原3-20-10 築崎ビル102	平成28年7月31日
有限会社大島ケアセンター	有限会社大島ケアセンター	江東区大島5-34-20 矢野第二マンション301号	平成28年7月31日
有限会社ヘルパーステーションたんぽぽ	ヘルパーステーションたんぽぽ	練馬区東大塚3-41-7 和田ビル301	平成28年7月31日
株式会社セントラル企画	ホームヘルプふみちゃん家	東久留米市野火止2-8-18	平成28年7月31日
アンジェール合同会社	アンジェール・ケア	国立市谷保773 ヴァンパール303号	平成28年7月31日

## サービスの種類 重度訪問介護

## 廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社 クローバー	ケアサポートクローバー小岩	江戸川区東小岩3-21-6-409	平成28年7月1日
特定非営利活動法人ニノ	ニノ	あきる野市二宮1099番地3-201	平成28年7月1日
株式会社ビジネスアシスト	あおぞらケアステーション	中央区築地2-7-1215 山京ビル508	平成28年7月29日
株式会社ひまわり	株式会社ひまわり	港区芝5-20-7 グランドメゾン三田308	平成28年7月30日
株式会社ジェイシーエス	ヘルパーステーションMaple	港区赤坂4-2-8 金春ビル3階D室	平成28年7月31日
株式会社ケア21	ケア21両国	墨田区石原3-20-10 築崎ビル102	平成28年7月31日
株式会社セントラル企画	ホームヘルプふみちゃん家	東久留米市野火止2-8-18	平成28年7月31日

## サービスの種類 同行支援

## 廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ウェルビーイング	ウェルビーイング成城	世田谷区成城2-40-8 ベルクハイム成城303号	平成28年7月1日
株式会社 クローバー	ケアサポートクローバー小岩	江戸川区東小岩3-21-6-409	平成28年7月1日
特定非営利活動法人ニノ	ニノ	あきる野市二宮1099番地3-201	平成28年7月1日
株式会社ひまわり	株式会社ひまわり	港区芝5-20-7 グランドメゾン三田308	平成28年7月30日
株式会社ケア21	ケア21両国	墨田区石原3-20-10 築崎ビル102	平成28年7月31日
アンジェール合同会社	アンジェール・ケア	国立市谷保773 ヴァンパール303号	平成28年7月31日

## サービスの種類 行動支援

## 廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ニノ	ニノ	あきる野市二宮1099番地3-201	平成28年7月1日

## サービスの種類 短期入所

## 廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人自立福祉会	ウィル・アシスタントバンク	東久留米市東本町14-7 滝ビル3F	平成28年7月31日

●東京都告示第百三三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十七日

東京都知事 小池百合子

指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
Hozumi Global Shikou株式会社	ほずみ ケアサービス	練馬区田柄2-50-7 サンハイツビュー赤塚306	平成28年8月19日
特定非営利活動法人おおぞら会	ヘルパーステーションおおぞら	江戸川区南小岩8-6-19	平成28年8月19日
株式会社ハートフルケア	プラチナステーション西国 訪問介護事業所	墨田区石原2-8-11	平成28年8月31日
株式会社ニチイからわあ	ニチイケアセンター 養徳寺	世田谷区宮坂2-27-26	平成28年8月31日
株式会社ニチイからわあ	ニチイケアセンター 祖師谷	世田谷区祖師谷1-2-15	平成28年8月31日
株式会社有給	ヘルパーステーションあやとりコート店	足立区保塚町15-19	平成28年8月31日
株式会社ニチイからわあ	ニチイケアセンター 柏江元和泉	狛江市元和泉1-23-4	平成28年8月31日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
Hozumi Global Shikou株式会社	ほずみ ケアサービス	練馬区田柄2-50-7 サンハイツビュー赤塚306	平成28年8月19日
特定非営利活動法人おおぞら会	ヘルパーステーションおおぞら	江戸川区南小岩8-6-19	平成28年8月19日
株式会社ハートフルケア	プラチナステーション西国 訪問介護事業所	墨田区石原2-8-11	平成28年8月31日
株式会社ニチイからわあ	ニチイケアセンター 養徳寺	世田谷区宮坂2-27-26	平成28年8月31日
株式会社ニチイからわあ	ニチイケアセンター 祖師谷	世田谷区祖師谷1-2-15	平成28年8月31日
株式会社有給	ヘルパーステーションあやとりコート店	足立区保塚町15-19	平成28年8月31日
株式会社ニチイからわあ	ニチイケアセンター 柏江元和泉	狛江市元和泉1-23-4	平成28年8月31日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社MORE	ケアサポート・モア 板橋	板橋区板下2-13-5 ヒラカンサ1階	平成28年6月30日



Horumi Global Shikou株式会社	ほずみ ケアサービス	練馬区田柄2-50-7 サンハイヴニュー赤塚306	平成28年8月19日
株式会社ハートフルケア	プラチナステーション西園 訪問介護事業所	墨田区石原2-8-11	平成28年8月31日

サービスの種類 行動支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社MORE	ケアサポート・モア 板橋	板橋区坂下2-13-5 ビラカンサ1階	平成28年6月30日
社会福祉法人絆福社会	サポート日野	日野市高幡2-9 ウィステリアガーデン1階	平成28年8月31日

●東京都告示第百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、平成二十八年七月一日付けで指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社MTS	みやびヘルバーステーション	港区西麻布3-21-20 霞町コーポ609				
ベンジー合同会社	ケアしろかね	港区白金6-5-1 1階				
H.Eater株式会社	UENO訪問介護サービス	台東区台東4-30-6 1-LIVE-Forest1201	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
株式会社日本社会福祉研究所	スマイルサポート都立大	目黒区中根2-8-24 カデンツァ102				
株式会社ArtSpace DragonFly	アトリエへるばー	目黒区碑文谷1-15-2 碑館101				
有限会社 ホクト物産	ホクトケアサポート	目黒区鷹番1-9-9 エムジーハイツ101				
株式会社カラーズ	カラーズ	大田区大森西6-2-2 STビル1階				
株式会社日本社会福祉研究所	スマイルサポート尾山台	世田谷区尾山台3-9-5 木村ビル201				
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ荻窪	杉並区南荻窪1-43-14-1階				
東京海上日動サミュエル株式会社	東京海上日動みずたま介護ST板橋	板橋区板橋3-6-11 フラワー11 2階	身体障害者			難病等対象者
株式会社ゾーライフ	そらいふヘルバーステーション	板橋区板橋2-54-1				
アースサポート株式会社	アースサポート富士見台	練馬区貫井1-29-10				
輝 株式会社	相談支援センター 輝	江戸川区西小岩5-13-11				
東京海上日動サミュエル株式会社	東京海上日動みずたま介護ST三鷹	三鷹市下連雀3-31-3 三鷹レジデンスあそ2階事務所	身体障害者			難病等対象者
合同会社 パートナース	訪問介護ステーション デイサービス本舗 スクラム	小金井市前原町3-16-21 鴨下ハイムA棟 101				
合同会社さんかく	ハロー!	日野市万願寺1-28-3	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
東京海上日動サミュエル株式会社	東京海上日動みずたま介護ST東村山	東村山市本町2-3-21 第3赤澤ビル5階	身体障害者			難病等対象者

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社MTS	みやびヘルバーステーション	港区西麻布3-21-20 霞町コーポ609				
ベンジー合同会社	ケアしろかね	港区白金6-5-1 1階				
H.Eater株式会社	UENO訪問介護サービス	台東区台東4-30-6 1-LIVE-Forest1201	身体障害者	知的障害者		精神障害者

株式会社日本社会福祉研究所	スマイルサポート都立大	目黒区中根2-8-24 カデンツァ102				
株式会社ArtSpace DragonFly	アトリエへるばー	目黒区碑文谷1-15-2 碑館101				
有限会社 ホクト物産	ホクトケアサポート	目黒区鷹番1-9-9 エムジーハイツ101				
株式会社日本社会福祉研究所	スマイルサポート尾山台	世田谷区尾山台3-9-5 木村ビル201				
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ荻窪	杉並区南荻窪1-43-14-1階				
東京海上日動サミュエル株式会社	東京海上日動みずたま介護ST板橋	板橋区板橋3-6-11 フラワー11 2階				
株式会社ゾーライフ	そらいふヘルバーステーション	板橋区板橋2-54-1				
アースサポート株式会社	アースサポート富士見台	練馬区貫井1-29-10				
輝 株式会社	相談支援センター 輝	江戸川区西小岩5-13-11				
東京海上日動サミュエル株式会社	東京海上日動みずたま介護ST三鷹	三鷹市下連雀3-31-3 三鷹レジデンスあそ2階事務所	身体障害者			難病等対象者
合同会社 パートナース	訪問介護ステーション デイサービス本舗 スクラム	小金井市前原町3-16-21 鴨下ハイムA棟 101				
合同会社さんかく	ハロー!	日野市万願寺1-28-3	身体障害者	知的障害者		精神障害者
東京海上日動サミュエル株式会社	東京海上日動みずたま介護ST東村山	東村山市本町2-3-21 第3赤澤ビル5階	身体障害者			難病等対象者

サービスの種類 同行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
H.Eater株式会社	UENO訪問介護サービス	台東区台東4-30-6 1-LIVE-Forest1201	身体障害者			障害児
株式会社Hearts	ハーツ訪問介護	墨田区石原3-1-1				
有限会社 ホクト物産	ホクトケアサポート	目黒区鷹番1-9-9 エムジーハイツ101				
株式会社カラーズ	カラーズ	大田区大森西6-2-2 STビル1階				
株式会社ゾーライフ	そらいふヘルバーステーション	板橋区板橋2-54-1				
希望介護サービス合同会社	希望介護サービス合同会社	足立区竹の塚3-20-10-201				
輝 株式会社	相談支援センター 輝	江戸川区西小岩5-13-11				
合同会社 パートナース	訪問介護ステーション デイサービス本舗 スクラム	小金井市前原町3-16-21 鴨下ハイムA棟 101				

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社クレセントパートナーズ	ティオ神保町	千代田区神田神保町1-7 日本文芸ビル3階			
株式会社LOGZ	就労移行支援事業所ルーツ	新宿区三栄町29-6 Fビル5階	知的障害者	精神障害者	難病等対象者

サービスの種類 就労継続支援A型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
特定非営利活動法人シンビオシス	ベジティア	文京区本郷1-10-4 加奈利屋館ビル1階	身体障害者 (内部障害)	知的障害者	精神障害者
フェスティーナレンテ株式会社	ボブアムプラス療育センター店	板橋区小茂根1-1-10	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
株式会社クリスタルサービス	クリスタルサービス足立	足立区保木間一丁目10番18号 澁江プラザビル2階	知的障害者	精神障害者	

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社NTTクリエイティブ	ティ・リーフ	文京区本駒込2-27-10 本駒込SIビル3階	身体障害者 (内部障害)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
特定非営利活動法人Somewhere	サニーサイド小山田	町田市

2 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者
特定非営利活動法人リトルポケット	南部すこやか障害者相談支援事業所	中野区弥生町5-11-26	地域移行支援	地域定着支援	

●東京都告示第百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、平成二十八年八月一日付けで指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十七日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社あいけあ	あいけあ	中央区日本橋大伝馬町11-8			
株式会社ジヴィエク	サビエンスヘルパーセンター	世田谷区上祖師谷5-3-1 クローバーハイツ102			
一般社団法人JAPI	みんなのわ 鳥山店	世田谷区南鳥山5-32-9			
株式会社リペア	エブリックケア	世田谷区松原3-33-2 ダジュール松原103			
株式会社アンド・スタイリング	スタイルケア池袋	豊島区東池袋5-8-3 アウローラ2階			
ケアゲート株式会社	あけぼの介護センター東武練馬	板橋区徳丸3-1-22 朝日ハイツ201			
有限会社カシノキ情報システム	ヘルパーステーション たんぽぽ大泉	練馬区東大泉1-20-36 2階	身体障害者	障害児	難病等対象者
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ小平	小平市小川町2-1302 サンクレスト812-203			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ田無	西東京市西原町1-2-4 ケープロックパレス1階			
株式会社愛の羽	愛の羽・こまえ	狛江市岩戸南2-1-10 喜多見ハイツ103			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ東久留米	東久留米市本町2-2-5 サンクレスト東久留米103			
アースサポート株式会社	アースサポートあきる野	あきる野市秋川6-18-5			

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社あいけあ	あいけあ	中央区日本橋大伝馬町11-8			
株式会社ジヴィエク	サビエンスヘルパーセンター	世田谷区上祖師谷5-3-1 クローバーハイツ102			
一般社団法人JAPI	みんなのわ 鳥山店	世田谷区南鳥山5-32-9			
株式会社リペア	エブリックケア	世田谷区松原3-33-2 ダジュール松原103			
株式会社アンド・スタイリング	スタイルケア池袋	豊島区東池袋5-8-3 アウローラ2階			
ミレサポート有限会社	ミレサポート	荒川区東日暮里5-26-4 竹山ビル1階			
ケアゲート株式会社	あけぼの介護センター東武練馬	板橋区徳丸3-1-22 朝日ハイツ201			
有限会社カシノキ情報システム	ヘルパーステーション たんぽぽ大泉	練馬区東大泉1-20-36 2階	身体障害者		難病等対象者

株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ小平	小平市小川町2-1302 サンクレスト812-203			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ田無	西東京市西原町1-2-4 ケープロックパレス1階			
株式会社愛の羽	愛の羽・こまえ	狛江市岩戸南2-1-10 喜多見ハイツ103			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ東久留米	東久留米市本町2-2-5 サンクレスト東久留米103			
アースサポート株式会社	アースサポートあきる野	あきる野市秋川6-18-5			

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ライフステージ	with your life	大田区北嶺町30-13 市瀬ビル205			
株式会社ジヴィエク	サビエンスヘルパーセンター	世田谷区上祖師谷5-3-1 クローバーハイツ102			
株式会社リペア	エブリックケア	世田谷区松原3-33-2 ダジュール松原103			
株式会社愛の羽	愛の羽・こまえ	狛江市岩戸南2-1-10 喜多見ハイツ103			

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
特定非営利活動法人ばれっと	しぶや・ばれっとホームSS	渋谷区東2-11-4			知的障害者

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社LITALICO	LITALICOワークス五反田	品川区西五反田3-6-20 いちご西五反田ビル4F			
NPO法人 大阪精神障害者就労支援ネットワーク	JSN東京	渋谷区東2-22-10 メディアパーク八島ビル2F	内部障害者	知的障害者	精神障害者
株式会社Melk	Melk 北千住Office	足立区千住1-3-6 TOCビル3階			
一般社団法人 Life Commit	チェンジアップ	国分寺市泉町1-1-2 清水ビル1F			精神障害者

サービスの種類 就労継続支援A型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
一般社団法人 日本太陽光パネル蓄電器協会・ジェーエスピー	事業所 ジェーエスピー	大田区蒲田本町1-8-9	身体障害者(肢体不自由・聴覚・言語・内部障害)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
一般社団法人 空	RECOVERY	台東区東上野6-21-2 ナニーハイツ東上野301	知的障害者		精神障害者	
一般社団法人ビーンズ	TEN TONE	渋谷区幡ヶ谷1-8-4 リッツパラス1001	身体障害者(聴覚・言語・内部障害)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
株式会社 NO Wall	けい SHARE	足立区西新井2-32-14 サンセール西新井1階	身体障害者(聴覚・言語)	知的障害者	精神障害者	

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
特定非営利活動法人MOTHER12	1番線ホーム	港区芝5-27-1 三田SSビル
社会福祉法人藍	Gargen藍	世田谷区若林1-25-10
一般社団法人 animo	GHあにも	日野市東豊田3-6-10

2 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者
合同会社Y&Uケア英蓉会	あおいサポートステーション	杉並区浜田山3-25-16 エスカイ浜田山102	地域移行支援	地域定着支援	

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業について、次のとおり制限する。

平成二十九年一月二十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(定義)

- 一 この指示において「浮魚礁」とは、東京都八丈町が八丈島近海漁場に設置した次に掲げる浮魚礁をいう。
- (一) 八丈小島の南西約九千メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度三分十八・五四秒(測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条第三項に規定する世界測地系による。以下同じ。)東経百三十九度三十八分三・〇六秒の位置)に設置した第一浮魚礁
- (二) 八丈島の南南東約一万六千四百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十二度五十五分八・一〇秒、東経百三十九度五十五分十八・三〇秒の位置)に設置した第二浮魚礁
- (三) 八丈島の東北東約一万六千メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度十二分〇・一二秒、東経百三十九度五十七分三十・三〇秒の位置)に設置した第三浮魚礁
- (四) 八丈小島の南西約一万五千四百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度二分十三・六二秒、東経百三十九度三十三分十二・四二秒の位置)に設置した第

四浮魚礁

(五) 八丈島の東南東約九千八百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度三分十一・一六秒、東経百三十九度五十七分五十五・二〇秒の位置)に設置した第五浮魚礁

(六) 八丈小島の北西約八千七百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度十分四十六・八六秒、東経百三十九度三十六分二十二・〇八秒の位置)に設置した第六浮魚礁

(浮魚礁の漁場範囲)

二 浮魚礁の漁場範囲は、次の区域とする。

(一) 第一浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点

ロ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十八分四十八秒の点

ハ 北緯三十三度二分三十分、東経百三十九度三十八分四十八秒の点

ニ 北緯三十三度二分三十分、東経百三十九度三十七分三十六秒の点

(二) 第二浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点

ロ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点

ハ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度

五十五分五十七秒の点

ニ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点

(三) 第三浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点

ロ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十八分九秒の点

ハ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十八分九秒の点

ニ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点

(四) 第四浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度二分四十七秒、東経百三十九度三十二分三十三秒の点

ロ 北緯三十三度二分四十七秒、東経百三十九度三十三分五十一秒の点

ハ 北緯三十三度一分四十一秒、東経百三十九度三十三分五十一秒の点

(五) 第五浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度三分四十四秒、東経百三十九度五十七分十六秒の点

ロ 北緯三十三度三分四十四秒、東経百三十九度五十

八分三十四秒の点

ハ 北緯三十三度二分三十八秒、東経百三十九度五十八分三十四秒の点

ニ 北緯三十三度二分三十八秒、東経百三十九度五十七分十六秒の点

(六) 第六浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点

ロ 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十七分一秒の点

ハ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十七分一秒の点

ニ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点

(操業の制限)

三 浮魚礁の漁場範囲における操業の制限は、次のとおりとする。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用して操業をしてはならない。

(二) 平成二十九年二月一日から同年六月三十日までは、八丈支庁管内所属船舶による操業を優先とする。

(三) 操業は、日の出から日没までの間とする。

(操業方法等)  
四 浮魚礁の漁場範囲における操業方法は、次のとおりとする。

(一) 操業方法は、ひき縄漁業及び一本釣り漁業(かつお一本釣りを除く。)に限るものとし、それ以外の網漁

業、はえ縄漁業等の操業方法は、禁止とする。

(二) 複数の船舶が操業する場合は、互いに連絡を取り合  
い、円滑かつ安全に操業するよう努めなければならない。  
い。

(三) 浮魚礁を基点に、その周囲を旋回してひき縄漁業を  
操業する場合は、船舶の旋回の方向は時計回りで行う  
ものとする。

(四) ひき縄漁業を操業する場合は、トップ竿（まき）の使用は禁  
止とする。ただし、地元船舶は、かつお以外の操業時  
に限り使用することができる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、平成二十九年二月一日から平  
成三十年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第二号

東京海区（伊豆諸島海域に限る。）におけるはご釣り漁  
業（こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、  
かんぱち、しまあじ、いさき、うめいろ及びあかはたを釣  
ることを目的とする漁業をいう。以下「この漁業」とい  
う。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七  
号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示す  
る。

平成二十九年一月二十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。  
ただし、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」とい

う。）が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、こ  
の限りでない。

(一) 総トン数十トン以上の船舶を使用する操業（東京都  
所属船舶については、総トン数十五トン以上の船舶を  
使用する操業）

(二) 夜間（日没から日の出までの間をいう。）の操業  
（承認操業）

二 大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、  
式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島  
（大野原島を含む。）、御蔵島（藺灘波島を含む。）、

八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列岩、  
須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から千  
五百メートル以内の海域において、総トン数三トン以上  
の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次  
のとおり、船舶ごとに委員会の承認を受けなければなら  
ない。

(一) 承認隻数  
この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百五十隻  
とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 百六十隻

神奈川県 八十隻

千葉県 四十隻

静岡県 五十二隻

その他の県 十八隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する  
船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持すると  
もに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければ

ならない。

(三) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成三  
十年四月二十八日までに、委員会が別に定める操業報  
告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する  
取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。  
(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成二十九年三月一日から平  
成三十年二月二十八日までとする。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

平成二十九年一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

武蔵村山市三ツ藤二丁目四十 武蔵村山市伊奈平五丁目一  
六番九、同番十、同番十四、番地の三  
同番十五、同番十七、同番十 株式会社大岸ホーム  
八、四十七番二十六及び同番 代表取締役 豊泉 俊  
二十七

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

清瀬市下清戸一丁目百八十七番二、同番三及び百八十八番三の一部  
西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

府中市押立町二丁目十二番一の一部、同番一地先、同番六、十三番七及び二十五番四十八番  
西東京市芝久保町四丁目二番三十三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 西野 弘

三鷹市下連雀八丁目四百八十一番四、四百八十四番四、同番十及び四百九十三番二  
港区虎ノ門四丁目二番三号  
トーセイ株式会社  
代表取締役 山口誠一郎  
新宿区西新宿三丁目十九番二番二号  
東日本電信電話株式会社  
代表取締役 山村 雅之

目黒区下目黒六丁目十二番二十五号  
学校法人東京学園高等学校  
理事長 河合 弘登  
府中市住吉町二丁目十五番二地の二  
高野 由秋

府中市住吉町二丁目十五番二及び同番十の各一部

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001